

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	農業経済課	検索番号	8-1
法令名	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	根拠条項	21		
許認可等	農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定 (農業に係る経営改善計画等の認定)				
<p>(根拠規定)</p> <p>農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定にあたっては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第21条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令(令和3年3月31日農林水産省令第24号)で定める基準を満たす計画でなければならない。</p> <p>○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第21条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令(令和3年3月31日農林水産省令第24号)</p> <p>第3条 法第21条の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 経営改善計画に記載された第1条第4号の改善措置が当該過疎地域の自然的経済的条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること又は振興計画に記載された前条第4号の措置が当該過疎地域の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要かつ適当なものであること。</p> <p>二 経営改善計画又は振興計画が適正に作成されており、かつ、当該経営改善計画又は当該振興計画を作成した者がこれを達成する見込みが確実であること。</p> <p>三 経営改善計画又は振興計画を作成した者が当該経営改善計画又は当該振興計画を達成するためには、経営改善資金又は振興資金の貸付けを受けることが必要であって他に適当な方法がないこと。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定にあたっては、次の要件を満たすものでなければならない。</p> <p>○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行について(令和3年12月16日3農振第1881号農林水産事務次官通知)</p> <p>第3 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けについて</p> <p>2 経営改善計画及び振興計画の認定基準について</p> <p>(1) 経営改善計画及び振興計画一般について</p> <p>ア 同令第1条第5号に規定する経営改善資金又は同令第2条第5号に規定する振興資金により農林漁業用施設等を共同して導入しようとする場合は、当該施設等の共同利用に係る管理規程又は共同利用計画が含まれるものであること。</p> <p>イ 当該経営改善計画又は振興計画の対象となっている農用地等を含む市町村の過疎地域持続的発展市町村計画の内容に適合していること。</p> <p>ウ 当該経営改善計画又は振興計画の対象となっている過疎地域の市町村以外からの雇用労働力に依存する割合が低いこと。</p> <p>(2) 農業に係る経営改善計画及び振興計画について</p> <p>作目の選択について、主産地形成の方向を考慮したものであること。</p> <p>○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第21条に基づく農林漁業の経営改</p>					

善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領（令和3年12月16日2農振第3867号農林水産省農村振興局長通知）

第1 経営改善計画等について

- 1 経営改善計画等は、その計画を作成する農林漁業者又はこれらの者の組織する法人（以下「農林漁業者等」という。）の経営状況又は当該地域の農林漁業の状況を踏まえ、5年ないし10年後を目標達成年次としたものであること。
- 2 経営改善計画等は、次に掲げる計画と調和が保たれていること。

(1) 農業に係る経営改善計画等

- ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく市町村計画
- イ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興計画
- ウ 強い農業づくり交付金に係る事業実施計画
- エ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「農山漁村活性化法」という。）に基づく活性化計画

第2 認定の手続について

- 1 市町村長は、経営改善計画等の認定申請書を受理した場合には、認定基準に照らして適切であるかどうかを検討し、かつ、関係する農業委員会、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合の意見を聴いた上で、都道府県知事に意見を付して進達するものとする（ただし、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合が経営改善計画等を作成する場合は、この限りでない。）この場合においては、これらの関係機関、団体等から成る協議会の開催について、配慮するものとする。

(その他)